

一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）
の事業認定に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第 7 条第 1 項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第 2 項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日 令和元年 6 月 10 日（月）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議題 一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）の事業認定関係

4. 議事要旨

土地収用法第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第 8 条第 1 項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一般国道 468 号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・千葉県成田市吉岡字大安場内から同県山武郡横芝光町遠山字庚塚地内まで）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第 20 条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであった。

- ・意見書の要旨やそれに対する認定庁の見解について、説明会で実際どのような発言があったのかではなく、本件事業において立木の価値が適正に取り扱われているのかという観点に立った記載ぶりにすべきではないか。
- ・今回の意見書は、立木の適正な評価という、事業の公益性とは直接関係しない事柄に関する内容のものであるため、認定理由にその内容等は反映しがたいが、「意見書で提出された主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の考え方」の「認定庁の見解」において、事業認定庁としての考え方を示すという対応をとることが考えられるのではないか。
- ・説明会において起業者は、しっかりとした記録を取っておくことが重要である。